

令和8年度

# 施政方針

伊佐市長

令和 8 年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

## 1. はじめに

今年の干支は、十干の「丙」と十二支の「午」が組み合わさった 60 年に一度巡ってくる「丙午」です。時代背景とともに生まれた根拠のない一部の迷信が存在している一方、「燃え盛るようなエネルギーで道を切り開く」といった縁起がよい年とも言われています。

「決断と前進の内閣」と名付けた高市首相は、「国民の皆様と共に、あらゆる政策を、一歩でも二歩でも、前進させていく。」という決意で、数々の国難に臨む覚悟を示しています。

首相が所信表明演説で述べた、大胆な「危機管理投資」による力強い経済成長、責任ある積極財政の考えの下の物価高対策、食料やエネルギーの安全保障、南海トラフ地震等に対応した国土強靱化対策、人口減少・少子高齢化を乗り切るための社会保障の一体改革、地方と暮らしを守るための「地域未来戦略」の推進など、これらの国の重要施策を注視しつつ、本市としても新しい発想と大胆な行動力で、失敗を恐れずに、道を切り開くべくチャレンジすることが必要です。

本市においても、令和 8 年度は様々な転換期を迎えます。

5 月には、「大口子育て支援センター(ルピナス)」を移転開設します。同敷地内に子ども第三の居場所及び 2029 年開校予定の伊佐・湧水地区の特別支援学校の 3 施設が集まることで、乳幼児期に限らず、学齢期の児童及び保護者、地域住民や障がいのある方々など、多様な人々が集える場を提供することが可能となり、「みんなが安心して笑顔で暮らすことができる地域づくり」をすすめていくための拠点の 1 つとなります。

さらに秋には、ふれあいセンターと一体となった新庁舎が完成します。防災・災害対策拠点としての機能を備えるとともに、まちづくりに有機的な働きをもたらす庁舎として期待されます。来年の春に予定している開庁に向けて、万全を期して準備を進めてまいります。

また、令和 8 年は、郷土の誇りである新納忠元公が大永 6 年(1526 年)に誕生してから 500 年という記念すべき節目を迎えます。戦国の世にありながらも文武両道を極め、産業振興に優れ、後世に大きな功績を残す

とともに、教育者としても西郷隆盛や大久保利通を導いた教えである「郷中教育」の礎を築いており、私がめざす「教育日本一」の手本とするところでもあります。新納忠元公の功績を深く知り、学び、共に称えらるとともに市内外へ広く発信して生誕 500 年事業を盛り上げてまいります。

このほか、基幹産業の支援、移住定住の促進、観光振興、医療・福祉・介護サービスの充実、防災・減災・国土強靱化など、これまでの様々な取組を継続してまいります。併せて、本市が安定的な行政運営を行うための行財政改革も引き続き推し進めながら、市民の皆様の生活を守ってまいります。

少子高齢化、人口減少、慢性的な労働力不足等、既に起こっている地域課題について、伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている「ひとの流れづくり」、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の4つの「つくり」を意識し、効果的な施策を積極的に行うことで、本市のまちづくりの将来像である「笑顔あふれ、一人ひとりが、幸せ感じるまち」となるよう、市民の皆様と一体となって、着実に取組を進めてまいります。

## 2. 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりの取組の主なものについて、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って説明申し上げます。

基本目標 1 は、「笑顔で創る明るいまち」です。

自治会や校区コミュニティ協議会をはじめとする地域活動において、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。共生協働による持続可能なまちづくりが求められていることから、今後も、地域主体のモデル的な取組に対して可能な限り支援してまいります。

人権啓発の推進については、全ての人びとが幸せに暮らせるよう理解と認識を深める取組を強化するとともに、お互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合える社会の構築に向けた啓発を推進してまいります。

併せて、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的な人権同和教育の充実に努め、誰もが安心して共に暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

基本目標 2 は、「安心して子育てができるまち」です。

大口子育て支援センター（ルピナス）を移転開設します。これまでの地域子育て支援拠点としての機能に加え、新たに、雨の日や日曜・祝日の小学校低学年までのこどもの遊び場の機能も持たせ、子育て支援のさらなる充実に努めてまいります。加えて、子ども第三の居場所を新設し、「学校でもない、家庭でもない、塾でもない、もう一つの居場所」として、小学生の孤立しやすい放課後の時間に、信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて「生き抜く力」を育むことで、こども自身の育ちと保護者の子育てを支援してまいります。

保育事業に関しては、病児・病後児保育事業を引き続き実施し、保護者負担金の軽減を行いながら、保護者の就労を支援してまいります。加えて、令和 8 年 4 月から開始される乳児等通園支援事業により、こどもの良質な育成環境を整備し、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援してまいります。

また、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を行うことを目的とした「こども家庭センター」をこども課内に設置し、妊産婦や子育て家庭に対し、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を図ってまいります。

このほか、地域で安心してこどもを産み育てることができるよう、地域産科を支援する取組や妊娠期から出産・子育てまでを通じた相談支援と併せて経済的支援を一体的に行う伴走型相談支援など、これまでの取組も継続してまいります。

基本目標 3 は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

学校教育については、「情報活用能力」を育成するため、本市においては、令和 3 年度から GIGA スクール構想がスタートし、効果的な活用を推進してまいりました。令和 7 年度に全児童生徒分の端末を更新しており、この端末を利用した学習の一例として、教育版マイクラフトを

活用し、各校区の魅力や課題について SDGs と絡めながら探究を行う取組を伊佐市内の全ての小・中学校で実施しています。引き続き「情報活用能力」の育成に力を入れてまいります。

特別支援教育については、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時や、卒業後の切れ目ない支援の推進などに引き続き取り組んでまいります。加えて、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、県立特別支援学校との連携強化に努めてまいります。

このほか、少子化が進む中、適切な学習環境を提供するために、「第2次伊佐市教育振興計画（前期計画）」に基づき、学校の在り方検討委員会を設置し、本市の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模等についても検討してまいります。

社会教育については、市民の多様なニーズに対応した公民館講座の拡充を図り、生涯学習機会の充実に努めてまいります。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさと学寮や各種体験活動などを通じ、青少年の健全育成を推進するとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を市内の企業や事業所へも展開し、明るく元気なまちづくりに取り組んでまいります。

歴史、文化の継承については、新納忠元公生誕 500 年を迎えることから、様々な事業を実施してまいります。地域振興や観光活性化はもとより、歴史や文化を再認識する好機と捉え、市民一体となって学び、称え、継承し、広く発信してまいります。

このほか、市文化協会や関係団体と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表機会の確保や、活動状況などの情報発信に努め、多くの市民が身近なところで幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、鑑賞や参加機会の充実を図ってまいります。

スポーツについては、市スポーツ協会や各関係団体と連携し、スポーツに親しむ機会の確保や競技力向上の推進と合わせ、健康づくりや体力づくりを地域で支える生涯スポーツの推進を図ってまいります。加えて、スポーツ合宿等の支援により交流人口の増加を図ってまいります。

基本目標 4 は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者施策について、令和 8 年度は「第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の最終年度を迎えるとともに、令和 9 年度から始まる次期計画を策定する重要な一年となります。高齢者への生活支援や介護予防等の取組を充実させるとともに、高齢者がどのような生活を送り、何を望んでいるのか調査し、関係者の皆様のご意見を反映した次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、中等度以上の加齢性難聴の高齢者の補聴器購入助成制度を創設し、難聴による社会的孤立や認知機能低下のリスク軽減を図り、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援してまいります。

一方、地域の介護を支える事業所等への支援策として、「ケアプランデータ連携システム」の導入推進に加えて、ICT 技術を利用した「新たな地域ネットワーク」を構築し、介護現場の人材不足への対応や業務効率化による負担軽減を実現し、質の高い介護サービスの提供につなげる取組などを進めてまいります。

市民の健康づくりを推進するために策定した「第 3 次健康いさ 21」に基づき、地域全体で健康づくりを支援できる体制整備に努めてまいります。

健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスが重要であり、健康教室等で食の大切さに関する意識向上や、ポイントアップ事業などの継続により、運動する習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行い、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むよう促してまいります。併せて、特定健診や各種検診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、保健指導等による生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を引き続き実施してまいります。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を継続し、健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまいります。

地域医療については、関係機関との連携を強化し、診療科の維持及び医療人材確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる医療体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

国民健康保険については、一人当たり医療費が徐々に減少してはいるものの、全国平均よりも高い状況にあることや、被保険者の減少などにより、厳しい運営状況が続いていたことから、令和7年度に国民健康保険税率の改定を行いました。引き続き、医療費適正化等の取組や収納率向上などの収入確保対策の強化に努め、事業の安定的な運営を図ってまいります。

地域共生社会の実現に向けて、市民の自助、共助の意識の醸成を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と連携・協力しながら、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するための支援体制づくりを推進してまいります。

障がい者に対しては、その人の状況に応じ、適切な障害福祉サービスの提供や自立・交流推進のための支援を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて障がいのある人や生きづらさを感じている人などに対する理解促進の取組や丁寧な相談対応を行ってまいります。

生活に困窮している市民に対しては、自立や安定した生活のための住まいや就労などのサポートを継続的に行うとともに、必要に応じて生活保護制度による適切な経済的援助を行ってまいります。

基本目標5は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

本市の基幹産業である農業の振興については、伊佐米をはじめ品質の高い農産物の生産を関係機関と連携しながら推進してまいります。併せて、「農業構造転換集中対策」による国の政策を見極めながら、本市の実情に応じた農業振興に取り組んでまいります。

農地の保全管理においては、中山間地等直接支払制度等を活用した維持補修などの地域活動を推進するとともに、担い手の確保・育成、農地の集積・集約化についても、地域と連携し推進してまいります。

また、生産基盤である農地や農道等の農業用施設に関しては、計画的な整備と農地の大区画化整備の推進を行い、生産性の維持・向上を図るとともに、地域における共同作業による適正な維持管理や長寿命化などの取組に対する支援を継続して実施してまいります。

畜産業については、補助事業を活用した施設・設備の整備により経営規模の拡大を支援し、市内の飼養頭数の維持に努めてまいります。

また、優良種雌牛の地域内保留を推進し、市場価値の高い子牛の生産を促進することで、魅力ある地域畜産業の振興に努めてまいります。併せて、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病に関しては、畜産農家の防疫対策の徹底を推進しつつ、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、猟友会との連携を密にし、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や、地域一体となった取組を基本とし、侵入防止柵の設置など、鳥獣を寄せ付けない対策を優先して実施するとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組んでまいります。

環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用を促進し、化学肥料の低減定着により環境にやさしい生産体制の構築に努めてまいります。

林業については、林業従事者の雇用拡大に関する取組や「かごしま林業大学校」研修生への支援など林業担い手の確保・育成を促進してまいります。加えて、森林施業の集約化や計画的な再生林の森林整備を行い、多様で健全な森林づくりに努めるとともに、森林所有者と林業経営者をつなぐ森林経営管理制度の円滑な推進を図ってまいります。

また、防災・減災対策のほか、路網整備による安定的な供給体制づくりを強化し、里山林の保全管理や地域の特性を生かした森林づくりを進め、環境の保全に努めてまいります。

商工業については、商工会と連携した創業セミナーや専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを継続して実施するとともに、新納忠元公の生誕 500 年記念事業等に取り組み、交流人口の拡大を図りながら、地域の活性化を図ってまいります。

また、立地企業や事業所等へのフォローを適時的確に行い、雇用の維持はもちろん、昨年度拡充した企業立地等促進条例を活かし立地企業の規模拡大や企業誘致の取組を進めてまいります。さらに、ふるさと納税返礼品を通じて市内事業所の活性化を図りつつ、各地のふるさと会やふるさと応援大使などとの連携により、伊佐市ファンの更なる獲得にも努めてまいります。

人材確保については、市内企業を中心とした合同企業説明会や高校生向け企業見学会を継続して開催するとともに、県始良伊佐地域振興局主

催による管内企業の合同説明会など、県とも連携して取り組んでまいります。

観光については、桜まつりウィークや紅葉ライトアップ、曾木の滝イルミネーション等の既存の集客イベントや各地域に点在する既存資源について、効果的なSNS戦略やマスコミを含む多様なメディアを活用することで、誘客を図り、地域への経済効果に結び付くよう関係団体と連携しながら取組を進めてまいります。

交流・関係人口の創出については、ふるさと応援大使やふるさと会、ツーリズム協議会等と連携し、伊佐との関係性の深化と持続的な関わりの創出に向けた取組を進めてまいります。

移住、定住の推進については、課を越えた横断的な取組とし、庁内連携による移住促進プランづくりと推進体制の構築を図ってまいります。

また、首都圏等で開催される移住フェアへの参加や定住情報のホームページの改修、移住希望者の多様なニーズに応えるための移住体験住宅の活用等、移住促進PRの推進や効果的な支援メニューの検討も図ってまいります。

基本目標6は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、市内交通事業者と連携し、乗務員の確保や経営状況改善等について継続的な協議を行い、公共交通の供給体制の確保に努めてまいります。地域公共交通利便増進実施計画をもとに、さらなる利用促進を図りつつ、引き続き持続可能な交通体系について研鑽を積んでまいります。

公共インフラについては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。道路や橋りょう、河川環境については、国や県、関係団体と一体となり計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を引き続き図ってまいります。

空き家対策については、周辺への影響を考慮し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な手続きを進めることで、空き家

の管理不全な状態の防止と適正管理を促進してまいります。

ごみの適正処理については、ごみの排出を抑制し、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業を促進してまいります。

また、生活排水の適正な処理については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進してまいります。

水道事業については、伊佐市水道事業経営戦略に基づき、施設や管路の改築・更新及び耐震化を着実に推進してまいります。

また、公営企業としての基本原則を堅持し、安全で安定した水の供給を確保してまいります。

土地利用については、令和6年度から策定を進めてまいりました伊佐市都市計画マスタープランをとりまとめ、市の将来像を明確にし、適正な方向性を示してまいります。

防災対策については、近年、記録的な豪雨が頻発する傾向にあることから、市民の生命と財産を守るうえで、迅速な情報伝達及び避難所の適正な運営等は極めて重要です。豪雨等により災害の発生が予想される際には、緊急速報メールやSNS、防災行政無線等による多方面からの迅速かつ確実な周知に努めるとともに、電力供給が困難な場合や避難の長期化等も想定し、必要な設備等を導入することで避難所の環境整備を進めてまいります。

また、自治会・校区コミュニティ協議会等と連携して避難時に支援が必要な市民の「個別避難計画」の作成を進めるとともに、非常時における救援物資等の備えを継続して行ってまいります。

防犯対策については、近年、多発している特殊詐欺や消費生活並びにSNS等に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に、引き続き努めてまいります。

交通安全対策については、交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の向上や啓発活動を推進してまいります。

また、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化、こどもや高齢者の事故防止対策に取り組み、安全で安心な暮らしの充実に努めてまいります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組む「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

社会情勢や行政課題の変化、多様化・細分化する市民ニーズに対し機動的な対応をするためには、継続して行財政改革に取り組む必要があります。

効率的な行政運営につきましては、事務事業の見直しや組織機構の見直し等を継続して実施するとともに、行政手続のオンライン化や内部業務のデジタル化などの自治体 DX に取り組み、市民の利便性の向上と業務の効率化を進めます。

また、公共施設の適正管理につきましては、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、計画的な長寿命化、統廃合、複合化等を検討し、将来世代に過度な負担を残さない施設マネジメントを進めてまいります。

これらの取組を着実に進めることにより、持続可能な行政運営に努めてまいります。

### 3. 最後に

令和 8 年度は、新庁舎建設の仕上げとなる予算をはじめ、特別支援学校設置に伴う旧大口南中学校校舎等の解体、伊佐市文化会館を運営するために必要な経費等、予算規模の大きなハード事業を予定していますが、未来の伊佐市への重要な投資であると決断のもと、着実に取り組んでまいります。

また、新納忠元公生誕 500 年を好機と捉え、老若男女問わず郷土の歴史に触れながら、ふるさとへの自信と誇りを醸成する取組を始めとした、教育日本一にもつながる「人への投資」も継続してまいります。

私の尊敬する松下幸之助翁の講演の中に、「今日は昨日より一歩進み、明日は今日よりも一歩進む、すなわち日に日に生成発展の姿をとっていかなければならないのであります。生成発展とはひと言で申しますと、日に新たということであります。毎日毎日が新しい人生であり、一瞬一瞬が新しい“生”であるということであります。毎日毎日が新しい生まれ変わりであり、一瞬一瞬に新しい生命が躍動しているということであります。これを言いかえますと古きものが滅び新しきものが生まれるということであります。すべてのものは一瞬のあいだも静止しておりませ

ん。絶えず動き絶えず変わりつつあります。古きものがやがて滅びていき、これに変わって新しきものが次々に生まれてくるのであります。この姿、これが生成発展の姿であります。」と述べられています。

このことは、企業経営において重要であるとともに行政運営においても当てはまることでもあります。現状維持で満足しマイナス要素を見ていくのではなく、夢を語りながら新しいものを生み出していくことにチャレンジしながら「夢ある伊佐」を実現するべく最善を尽くし、前に進んでいきたいと思えます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、令和8年度の施政方針といたします。